

平成 25 年第 3 回定例会 総務政策常任委員会

平成 25 年 10 月 10 日

西村委員

私からは、マイクロソフト社の基本ソフト、Windows XP のサポートが来年 4 月で切れる 2014 年問題について伺わせていただきたいと思います。

サポート切れの XP を使い続けることでサイバー攻撃の危険が高まります。住民情報を扱う自治体には、セキュリティー対策を講じる責任があるわけですが、過日、来年 4 月までに後継 OS への更新が完了しない自治体が 54% に上るという新聞報道がございました。折しも ICT 化を先進的に進めていこうという本県にとって、切替えの更新の遅れというのは許されざるべき問題であり、またそのようなことはないとは考えておりますけれども、確認のために伺わせていただきたいと思います。

まず、現在、県で使用されているパソコン、そして、そのうち XP のままで使用されているものはどのくらいあるのでしょうか。

情報システム課長

県には、情報システム課が調達して、職員に日常的に一般事務用として利用している共通利用パソコンというものと、所属が独自にその業務に都合によりまして導入しております所属調達パソコンというのがあります。両機能のパソコンを合わせて全体で約 1 万 5,000 台ございまして、内訳としましては共通利用パソコンが 1 万 2,000 台程度、所属調達が 3,000 台となっております。

もう一つの御質問の XP を現在まで使われているものということでございますけれども、本年度の 5 月に調査した時には 1,000 台弱の 983 台が XP でございまして、6% 程度残っております。その後、通知をいたしまして更新等に取り組んでいただいた結果、現状では 600 台程度で、現在 4% 程度に減少しております。

西村委員

今日からちょうど半年間あるわけなんですけれども、このマイクロソフト社からのサポート終了の予告というのは、2007 年 1 月にあったわけで、この半年を長いと考えるのか、短いと考えるのかという問題があると思うんですが、XP のままのものが 600 台余りあると、その理由というのは様々あると思うんですが、幾つか掌握されていらっしゃいますか。

情報システム課長

残ってしまったパソコンというのは、それなりに理由があるかと思っております。中でも、私ども情報システム課にある、まだ残っているパソコンも確かにございまして、かなり多いものになっております。

業務的なシステムで利用しているそのシステムが XP でないと、なかなかうまく動かないといったものもございまして、そのシステムを改修する、若しくはそのシステムの更新に合わせてパソコンを更新するといったような都合と言いますか、時期がありまして、いずれにしましても、計画的に本年度中には更新するよ

うに進めておりまして、我が情報システム課も今年度末中には更新を終えるように取り組んでおります。

西村委員

計画的にという御答弁でございましたので、この更新のための予算というのは既に確保をされているものだと思います。大体その額がどのぐらいで、そして、また今、システムの改編に伴ってという答弁もありましたので、そこにはシステムの改修費というものも含まれているのでしょうか。

情報システム課長

経費ということに関しては、特段この集計をしておりませんので、今お答えは残念ながら申し上げられません。委員がおっしゃるとおり、2007年から通知されていますので、職員の方には通知をしております。2年前、平成25年には更新が迫っているというお知らせも庁内に流してございまして、その後、取り組んでいるという状況ですので、本年度中には更新されるというものでございます。

西村委員

この新聞報道の中で、気になる記述がございまして、契約途中のものを打ち切ることによって、違約金などが発生する可能性ということに触れられてございまして、そういったケースというのは考えられるものなんでしょうか。

情報システム課長

新聞の報道は、確かに私も見ました。リース契約により更新できないというような担当者がお答えしているというようなものも見ました。原則的には、先ほども委員がおっしゃいましたけれども、2007年に通知をマイクロソフト社からしております。なおかつXPをプレインストール、要はもう既にXPとしてのパソコンは販売を終了しているんですけれども、ダウングレードという形で、とにかくXPをインストールしたものを買えるという時期が、2008年6月30日まででした。

大体、パソコンは長くても、私どもの情報システム課で調達している共通利用パソコンは4年更新で調達しております。長くても4年、5年ということですので、今現在で5年を経過していると思っています。ですから、少なくともWindows 7の権利は持っているということになりますので、リースを解約することは神奈川県では考えにくいと考えてございまして、Windows 7、若しくはWindows Vistaの権利は持っていますので、そちらに更新をするという作業をすればいいと考えております。

西村委員

これは、所属調達の掌握というのも、同じような感覚でよろしいんですか。

情報システム課長

詳しくは、所属の事情によりまして把握はできておりません。ですが、県庁のこれまでの会計事務ですとか、そういった調達の常識と言いますか、手続によりまして、その辺は統一されていると感じておりますので、そういったことはないと思っております。いずれにしましても、ネットワークに接続されるパソコンについては監視ができておりますので、いつまでも残っているものについては追

跡し、所属に通知、お知らせするというような対応をしております。

西村委員

ネットワークに接続をしているものには追跡ができると、ただ、やはり情報システム課として、所属調達のを今後は包括して把握をされるような体制をおとりいただきたいと思うということと、この共通利用と所属調達がある、ちょっと視点が違うんですけれども、一括でリースとかをやった方が、スケールメリットとしては良いかと思うんですが、こういった取組はどうなっておりますでしょうか。

情報システム課長

委員のおっしゃるとおり、私どもは1万2,000台というスケールを持っております。4年ごとの更新ですので、時期がずれて6,000台程度更新の時とか、3,000台、2,000台という時もございますけれども、それだけの更新の規模を持っております。ということで、財政課とも調整して、所属利用の更新が来る時には、原則、共通利用パソコンに切り替えなさいという通知を各所属にしております。そういった取組をしております。平成21年度からそういった取組が軌道に乗ったということになりまして、900台から1,000台近くが毎年移ってきて、少ない時もちょっとあったんですけれども、全体として3,600台規模で共通利用パソコン化になっております。

西村委員

あと、この庁内に限らず出先の機関の掌握というのはどういう形になりますか。

情報システム課長

同じような答えになって申し訳ないですけれども、所属の事情で調達しているものに関しては、なかなか私どもで把握できないということになっておりますので、委員が御指摘したこともございますので、今回の件に鑑みまして、なるべく把握できるよう何とか体制を考えたいと思っております。

西村委員

個別で違うということも分かった上、大きく情報システム課として打ち出す今後の更新のスケジュールというようなものはありますか。

情報システム課長

X Pに限らず、2000からX Pに移る時も、我々の共通利用パソコンで9000台近くございましたので、その時も同じ体制をとって、無事に更新をしているということもございます。ですから、X Pも時期はぎりぎりになるとは思いますが、更新できないような体制にはならないと考えております。

西村委員

なかなか煩雑と言うか、更新作業というものは余りやりたくないお仕事でもあるかもしれません。それから2000の時には支障がなかったのという御答弁ではあったんですけれども、これもまた全く余談になって申し訳ないんですが、OECDが国際成人力調査を行いまして発表がありました。そして、読解力と数的思考力は日本人トップだと、でも、このITの活用力というのが劣るというような

発表があった最中でもありますので、この辺りは、やはり1台でも漏れがあると、何かしらの支障が起こるといことは重々把握をされていらっしゃると思うので、最新の注意を払っていただきたいと一言申し上げておきます。

それから、ちょっと視点が違うんですが、今度は県と市町村との連携の中で、懸念されるような何かシステムというようなものは利用されているのでしょうか。

情報企画課長

県と市町村で共有して使っているシステムと言いますと、電子自治体、電子申請のシステムがございまして、行政手続を自宅のパソコン等から簡易に手続が修正ができるようなシステム、又は県立公園等の公園の施設を利用予約するシステムがございまして、今、県下の市町村と一緒に扱っております。

市町村課長

市町村課が持っております全国で使っている情報につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム、こちらの方は市町村と結んで、全国一律に運営させていただいているという状況でございます。

西村委員

双方にお答えいただきましたけれども、こちらは2014年問題もクリアして、市町村との間でシステムの改編はできていると考えてよろしいんですか。

情報企画課長

電子申請に係るシステムにつきましては、主に県民の方がお使いいただくシステムで、受け手側が県並びに市町村になりますので、その受け手側の、県としたら先ほど情報システム課長がお答えしましたように、共通利用パソコン又は所属調達パソコンを若干使っていますけれども、そういう方針でXP問題は解決できる。ただ、市町村側の内部事務でどのように使っているかということ、ちょっと私どもでは情報を把握していないというような状況でございます。

市町村課長

住基ネットワークについてでございますけれども、年度当初に情報システム課の方から各市町村の方には、XPが切れるのできちんと対応しなさいというような通知を出しているところでございます。その時点で、住基ネットでございますけれども、対応ができていなかった市町村は、小田原市、綾瀬市、箱根町、この三つでございました。

その後、7月30日に財団法人である地方自治情報センター等々から、やはり住基ネットワークの担当課長宛てに調査の依頼がございまして、再確認を求められました。その時点で、再度、市町村の方と調整をとりまして、現状どうなっているのかということで調べましたところ、その三つの市につきましては、年度末までにXPを更新するという状況になってございます。

西村委員

ただ、今伺っていると、そういう意識は持ってきてくださっているけれども、市町村の最前線で窓口がどういう扱いになっているかということころまでは、把握ができていないというのが現状かと思えます。市町村からの報告というのもデータだ

ったり、もっと言えばファクスみたいなので上がっていたり、そういうところもあるかもしれませんが、今後、より一層このシステム化というのは進んで、国も含めた形で進んでくるものだと思いますので、市町村に対するアプローチと言うか、バックアップというものもしっかり行っていただきたいと思います。

あと、もう一度、先ほどの所属調達のパソコンの現状に戻らせていただくんですけども、資料を私は入手いたしまして、リースその他、あるいはレンタルというのは切り替えが見えてくるんでしょうが、購入されているパソコンがありますね。こういったものというのは、結構台数があるようなんですけども、これに対する対応、あるいは懸念されるようなものは、どういったことがありますでしょうか。

情報システム課長

購入でございますけれども、5年以上前ですか、その頃はリースというよりも購入して買ってしまふ、国の予算がついて購入しかできないとか、そういったものということもありました。実際に、そういうものもありまして、更新の時に結構、なかなかうまく更新してくれないというのは過去にはございまして、今そこに載っているような数字での購入につきましては、基本的にはリースアップしたものをもう少し使いたいからということで購入しているとか、そういう形で手に入れているものが、大体、主でございます。

ですから、余り機能は必要ないんですけども、ちょっとした作業の時に使うために残しているということでございますので、自然に消えていくものと考えております。

西村委員

自然に消えていくものと思っているとか、今年度中には完了すると考えているということなんですけど、万が一、4月10日を迎えてしまった場合は、こういったネットワークとの接続というのはどういう形になるんでしょうか。

情報システム課長

委員が御指摘のとおり、我々も最後の最後はやっぱり所属の方で対応していただかないと、なかなか対応できないということ、確認ができないということがございまして、あくまでも情報システム課側から、ある程度アプローチできるのはお願いというレベルになります。

最終的に、当然、情報システム課の中のものは監視していきますけれども、その他についても、最終的に本年度一杯になった時に、もう一度どうなっているかというものを12月頃には確認して、更に各所属に追跡調査をして、3月には必ず数台程度になっているということになるかと考えておりまして、数台になった時に、また個別事情は、当然、その所属と対応して、どうしても事情が納得できて必要であれば、最終的には暫定的にネットワークの中に困ると、要はインターネットに出さないというような設定をして、インターネット側にそのパソコンが出ていかないようなことで対応すると、ただ、それも暫定的な対応ですので、それをなるべく早く解消するように、今後もその辺りにつきましても、ずっと対応し

ていくということで考えております。

西村委員

3月31日、今年度末を最終期限として手を打っていくということだったんですが、一つ御提案申し上げたいと思います。

3月31日に最終的な調べをする前に、一度、例えば今年末であるとか、中間的な調査を捉えて、なぜ残しているのかということをおある程度、手を打っていただきたいと、念のためにということをお一つ要望させていただくと、市町村との連携の中でも御意見申し上げましたけれども、今後、ナンバー制であるとか、子ども・子育て支援新制度でもシステム化は考えられていますし、あるいは介護保険、その他というの、県が絡んでシステムの中でおというような運営が、まだ明確ではないけれども、打ち出されてくる可能性は十二分にあるわけですから、今後、市町村との連携の中でもこういった問題に対応できるような、そういうアプローチと、そしてまた市町村のバックアップというものをしっかりしていただけますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

意見発表

西村委員

公明党神奈川県議会議員団を代表し、意見発表を行います。

まず、ライフイノベーションセンターであるLICの整備推進について申し上げます。LICは、企業や研究機関の進出が相次ぐ川崎市の殿町区域に県主導で整備することとし、平成28年度当初の稼働開始を目指すということですが、今回の補正予算案の計上から換算すると、実質2年半という短いスケジュールで事業を進めることとなります。事業を着実に進めるためには、しっかりとした事業スキームや民間事業者の参入を促す仕掛けが必要だと考えます。

特に、ライフサイエンス関連の中でも、再生・細胞医療といった新たな分野における研究開発の成果を事業化につなげていくためには、ベンチャー企業の役割は大きく、ベンチャー企業をサポートする施策を更に強化、展開することを望みます。また、ベンチャー企業の育成という面では、11月1日にKSPにインキュベーションゾーンNEOが開業すると報道されておりましたし、殿町にも起業家の育成と交流を促す、殿町アジアサイエンスカフェがNPO法人によって11月中旬に開設されるということです。起業家の交流を図り、情報提供や相談体制を充実させることは、新たなシーズの開拓につながると考えます。県としても、これらの事業と連携し、より重層的に施策を展開されますよう要望いたします。

LICの施設機能については、レンタルラボやビジネスマッチング相談コーナー、医療機器トレーニングセンターなどが想定をされておりましたが、これらの機能は殿町区域の他の施設の機能とも一部重複するところがあり、それぞれの特性を生かし、また連携することによって新たな付加価値も創造できると考えます。国家戦略総合特区への対応も含め、今後は圏域を超えた他の特区との連携を有効

的に深める必要性を感じております。国もバーチャル特区構想を提案していることから、県、横浜市、川崎市の3団体を一元化する窓口の設置を要望いたします。

さて、再生・細胞医療分野の研究による医薬品の開発や新たな治療法の発見は、多くの患者、家族の希望であり、経済的な観点からも、今後の市場の拡大が見込まれることから、県主導で特区政策に取り組むことが有効であると、これまでも我が会派として主張してまいりました。こうした取組を推進するに当たっては、県民への周知を図ることも重要です。2020年には東京オリンピックも開催され、多摩川を隔てたライフイノベーションセンター整備予定地の対岸、羽田空港にも多くの方々が訪れます。LICを一つのショーケースとして、見える化を図るなど、我が国の再生・細胞医療分野のシンボルが誕生したと言われるようなライフイノベーションセンターとなるよう、細心の計画性と革新的な提言、そして圧倒的なスピード感を持って施設整備を進めるよう要望いたします。

次に、国からの地方公共団体への権限移譲についてですが、地方分権改革の中で、地方が最も強く求めていたのが、国から地方への権限移譲であり、また最も進んでこなかったのも、この権限移譲であります。そうした中、昨年の政権交代を受け、同年3月に地方分権改革推進本部が発足し、新たに設置された有識者会議で国から地方への権限移譲が検討されることとなり、今回、具体的な形となったわけですが、地方から見れば、十分とは言いがたく、特に地方が優先的に権限移譲を求めてきた事務の一つであるハローワークについては、移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限に位置付けられています。

ハローワークについては、既に埼玉県、佐賀県で厚生労働大臣と県知事がハローワーク特区協定を締結し業務が行われており、答弁では、支障なく運営されているだけでなく、県民の声が反映しやすいなど、前向きな意見が寄せられているとのことでした。権限移譲により、県民の声の反映、地域に即した県独自の取組の推進が図られると考えます。県民サービスの向上に向け、更なる権限移譲の推進を国に対し強く訴えるよう要望いたします。

次に、職員の健康増進に向けた取組についてですが、知事を本部長とする神奈川県職員健康管理推進本部を設置するなどの健康管理推進体制を整備し、今後、職員の健康増進を図るための取組を強化していくとの報告がありました。職員の皆様が健康に留意をし、仕事に従事されることは、業務の向上、ひいては県民への行政サービスにつながると考えます。しかし、一方で報告では、取組の方向性の一つとして、健康診断、レセプトデータの活用を挙げています。診療履歴であるレセプトデータなどのデータ活用やハイリスク者の把握などを進める上では、個人情報十分に保護されるような手法や体制を整えていただきますよう要望いたします。

次に、神奈川県産業技術センターの在り方を検討する有識者会議から、産技センターとKASTとを統合すべきとの提言があったとの報告を受けました。私は、本定例会の一般質問において、KASTの成果、活用について質問させていただきましたが、知事からは、食品のかながわブランドの構築や少量の採血、15分と

いう短時間で診断が可能となるがん検診など、県民の健康増進や産業化に直ちに結び付けられるようにするという力強い答弁を頂き、殿町区域に進出したライフサイエンス系の研究が、世界共通基準の構築や画期的ながん診断機器として発信される日も近いと確信をしたものです。

一方、産技センターは、平成7年4月に工業系の県立4試験所等が統合し、発足以来、県内唯一の総合的な工業系技術支援機関として、ものづくり支援、研究開発、人材育成及び技術、交流、連携の4本柱による企業支援を実施してきました。しかしながら、グローバル化による競争が激化している現在、有識者会議では産技センターの新規成長分野での参入などを主体的に推進し、県内企業のイノベーションの創出に貢献する企業支援ネットワークの中心的機関となるため、KASTの研究活用が必須であると判断されたと承知をしております。

KASTにおいても、光触媒の性能試験サービスの拡大やニュートリゲノミクスによる食品の機能性、安全性の評価を計測サービスとして展開するには、産技センターとの連携は大変に有効で、県内企業支援に直結するものと考えます。しかしながら、統合については独法化を目指すとはいえ、県の機関である産技センターと公益財団法人であるKASTという組織上の問題、また先端研究を推進する上では、自由な発想や成果に至るまでの時間的猶予も必要であり、KASTには柔軟かつ機動的な体制が必要だと考えられることから、十分にこの統合においては検討を重ねられますよう要望いたします。

次に、指定都市市長会より県費負担教職員の給与負担等の移譲に関する財源措置について、提案があった旨の報告がありました。政令指定都市における県費負担教職員の人事権は、政令指定都市が有し県が給与負担をするという、任命権者と給与負担者が異なるねじれ状態にあり、本県でもねじれの解消に向け国に対し要望を行ってきたと承知をしております。

今回、指定都市への給与負担等の移譲を実現するための財政措置について、提案では、税源移譲と税交付金の追加交付を合わせた税源配分の見直しを訴えています。また、これには臨時財政対策債を含まないとしています。

現行では、政令市に係る人件費総額2,390億円のうち、国庫負担金で520億円、残り1,870億円が一般財源で対応しており、そのうち地方交付税と臨財債の割合が、おおよそ1対3と臨財債を含まない形での追加交付は困難であると思われます。また、政令市域の県民に対してのみ個人県民税を引き下げるとは、地方税法第6条の不均一課税の趣旨から困難と考えられることから、地方税財政制度を所管する国において、国と地方の抜本的な見直しによる税源移譲などの具体的な方策を早急に講じるよう、訴えかけるとともに、県としても整合性のとれたスキームを提示するよう要望いたします。

次に、未婚のひとり親家庭に対する税制措置についてですが、先般、未婚の男女間の子の遺産相続の取り分を、結婚した男女の子の半分とする民法の規定について、最高裁は法の下での平等に反するとして違憲判断をいたしました。親の結婚歴の有無によって、生まれてきた子に差が生じるということでは、寡婦控除も同



様です。本件独自に住民税を軽減するなどの措置は、税法上、難しいとのことでありましたので、国に対し全てのひとり親家庭に寡婦控除を適用するよう法改正を求めることを要望いたします。

最後に、Windows XPのサポートが明年4月で切れる2014年問題についてですが、更新が完了していないパソコンに関しては、4月9日にネットワークにアクセスできない体制を整えているとのことでしたが、サイバー攻撃の危険は回避できたとしても、住民サービスの支障ない実施という観点では、未更新の機種が存在することは許されないと考えます。中間報告をとり、変更のスキームが見えるよう具体的に対応していただきますようお願いいたします。

また、今後は、ナンバー制の導入など、市町村とのシステム連携が想定されますので、市町村に対してもOS変更などの環境整備のサポートを県として対応されますよう要望いたします。

以上、意見、要望を申し上げ、本委員会に付託されました諸議案に賛成をいたします。